

令和 8 年和光市農業委員会 1 月総会会議録

和光市農業委員会

令和 8 年和光市農業委員会 1 月総会日程

令和 8 年 1 月 2 3 日（金曜日）午後 4 時 0 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 8 番 田中和巳委員 9 番 富澤孝子委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 7 号 農地法第 4 条許可申請について

議案第 1 8 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 1 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会について

日程第 5 協議事項 ①令和 8 年和光市農業委員会 2 月総会の日程について

②農地利用状況調査の審査について

日程第 6 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第 7 閉 会 午後 5 時 1 2 分

出席委員（１０名）

２番	富岡和樹君	３番	富岡浩之君
４番	本多修君	５番	成田真理子君
６番	小寺淳一君	７番	吉田成実君
８番	田中和巳君	９番	富澤孝子君
１０番	井口俊彦君	１１番	浪間兼三君

欠席委員（１名）

１番	新坂篤司君
----	-------

開会 午後 4時00分

◎開会

◎開議

○事務局長（高橋） 委員の皆様、こんにちは。

ただいまから令和8年和光市農業委員会1月総会を開会いたします。

このたび、新坂会長が本日、体調不良による欠席となりましたので、会議の進行については浪間代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○浪間代理 皆様、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

先ほどお話ありましたが、本日は新坂会長が都合により欠席でございますので、会長職務代理として浪間が議長を務めさせていただきます。本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて進めさせていただきます。

それでは、令和8年和光市農業委員会1月総会を始めます。

出席委員は11人中10人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告します。

◎議事録署名委員の指名

○浪間議長 初めに、議事録署名委員ですが、8番、田中委員、9番、富澤委員を指名します。よろしくお願いいたします。

◎提出議案

議案第17号 農地法第4条許可申請について

○浪間議長 それでは、議事に移ります。

議案第17号 農地法第4条許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（内藤） 議案第17号。

議案書の1ページ、2ページ及び写真資料1の1番をご覧ください。

議案書、申請者住所、氏名、和光市新倉三丁目**番**号、A。土地表示、下新倉五丁目**番。登記簿地目、田、現況地目、畑。面積、1,008平方メートル。目的、貸資材置場・駐車場。

事由、申請者は対象農地で耕作をしていたが、周囲環境の変化に伴い、耕作しづらくなっており、この土地を有効活用する方法を考えていたところ、B社から事業拡大のために資材置場、駐車場を探しているとの相談を受け、申請者が駐車場を整備し貸すことで双方合意に至ったため、申請されました。

本案件は、市街化調整区域の農地を権利の設定をする者の資金で農地以外のものに転用するための申請です。委員の皆様には、農地利用状況調査の際に申請地の確認をお願いいたしました。本日配付の写真資料の1番に申請地の写真を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

まず、申請の経緯について説明いたします。

当該農地は、申請者が耕作困難となっている農地について有効活用を検討していたところ、事業拡大に伴い、資材置場、駐車場を探しているB社から、申請地を所有しているAさんが相談を受け、申請者の資金で駐車場を造成する整備し、賃借することで合意に至り、農地転用の申請がされました。

なお、B社は現在、清掃センターのすぐ南側にある駐車場、地番ですと下新倉六丁目**から**も利用していますが、そこは既にスペースが無い状況です。

続いて、議案書2ページが申請地の土地利用計画の平面図となっています。

申請地の利用計画について説明いたします。

申請地に隣接している農地はなく、東側が水路、西側は道路に面しており、出入口となります。計画の資金調達につきましては、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、申請地は1,008平方メートルとなっております。この土地の活用としては、図面のとおり、建設資材各種置場、大型貨物1台、普通貨物3台、フォークリフト2台、通路、回転、荷さばきスペースとなっております。

なお、大型貨物1台と普通貨物3台は、茨城にある車両センターから移動し、それ以外は新たに新設するものです。

計画面積が妥当かをご判断ください。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画通りの運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第46条、宅地化の状況が第3種農地の場合における住宅等の施設が連坦している程度に達している区域に近接する区域内にある農地で、

その規模がおおむね10ヘクタール未満であるものに該当し、農地転用可能な第2種農地と判断できます。

なお、本日は今回の申請に関して説明していただくために、申請者の代理人、C社にお越しいただいております。

説明は以上です。

○浪間議長 ありがとうございます。

この後、参考人が入室し、転用の経緯等についてご説明いただきますが、これまでの事務局の説明の中で皆様からご質問等ございますか。

(発言する者なし)

○浪間議長 無いようでしたら、それでは事務局、声かけお願いいたします。

(参考人入室)

○浪間議長 それでは、ご紹介します。

申請者、Aさんの代理人といたしまして、C社の方にお越しいただきました。本日はよろしくをお願いいたします。

和光市農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合は、関係者にお越しいたき、農地転用に至った経緯や工事の概要、申請地の利用形態等について説明の上、委員からの質問に答えていただく形となっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、発言される際は必ず挙手により議長の許可を受けてから発言するようになさってください。

それでは、農地転用に至った経緯及び工事の概要と申請地の利用形態について説明をお願いします。

○参考人(D) ご紹介いただきましたC社のDでございます。よろしくお願いいたします。

貸主様よりご説明させていただきます。

貸主様は、埼玉県和光市新倉三丁目**番**号、Aでございます。

私は、上記所在地において、父親から引き継ぎ、農業を営んでまいりました。これまで耕作をしておりましたが、隣地関係の環境が変わり、資材置場、駐車場となり、農作業の効率が悪く、農業経営の縮小を図りたいと考えております。

そこで、このたび、B社から、面積もちょうどよく最適であるため、資材置場、駐車場として当申請地を借りたいと申出がありました。よい機会でありますので、当地を貸し、賃料の一部を生活費に充てたいと考えております。

つきましては、私の資金で資材置場の造成と整備を行い、賃貸借契約を行うということで管理主とも折り合いがつけましたので、ぜひとも資材置場、駐車場として利用したく、申請に及びました。このたびの申請について、よろしくお願いいたします。

申請地は、和光市下新倉五丁目**番、1,008平米でございます。

続きまして、借主様よりご説明させていただきます。

借主様は、大阪市北区大淀中一丁目**番**号、B社代表取締役、Eさんでございます。

当社は、大正5年に設立以来、主に貨物自動車運送業として全国を事業対象としております。現在、茨城県古河市の茨城車輛センターでは、関東地域への配送を手がけております。東京近郊の狭小地の建設資材の運搬については、これまで事業所から当社の大型車両で業務委託しているF社、機工の和光市の資材置場へ運搬、そこから小型で配送先へ運搬しております。

しかしながら、近年の利用の増加により、現在の中継地としておりますが、和光市のF社の置場がいっぱいになり、資材の搬入が行えず、大型車両に積載のまま付近で待機して、置場が空くのを待って搬入している状態です。車両の運搬等の稼働率の低下、運転手の拘束時間も長くなり、効率が悪くなっておりますので、これを改善するために、近郊で資材置場、駐車場にできる土地を探してはりましたが、なかなか見つからず、現在に至っております。

このたび、申請地は、現在使用している置場と約500メートルと近くであり、事業活動に便利であると申請地を買い受け、資材置場、駐車場として利用したく、位置的にも最適であり、何としても利用したく、土地の所有者であるA氏に申し出たところ、折り合いがついてお貸しいただくことに合意いたしましたので、このたびの申請につき、よろしくお願いいたします。

申請地は、先ほど申し上げたように、和光市下新倉五丁目**番、1,008平米でございます。

以上でご説明です。

○浪間議長 ありがとうございます。

ただいま参考人からご説明いただきました。委員の皆様から何かご質問はございますか。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 資材置場ということですが、建築物は一切建たないのですか。

○参考人(D) 置きません。

○吉田委員 作業される方は、休憩やお手洗い設備も無いのでしょうか。

○参考人（Ｄ）　ここは今、説明したところに借りていますが、そこでも建物は置いてないです。ですから、今回も考えておりません。

○吉田委員　分かりました。ありがとうございます。

○浪間議長　他にご質問があれば。

では、成田委員、お願いします。

○成田委員　資料によりますと、社員の方が自宅から通勤車両で現場に来て大型車両に乗り換えるということが書かれていますけれども、そうすると、かなり車の出入りもあるかと。また、車両自体も大きいトラックということは、出入りのところで、何か安全に対する対策等考えていることがあれば教えてください。

○参考人（Ｄ）　大型車両で大体、朝６時から７時くらいの間で運んできます。そこでまた入れ替え、積み直して、小さい車、２トン車で東京方面に配達しております。

○浪間議長　成田委員、お願いします。

○成田委員　その出入りに当たりまして、何か安全対策があれば教えてください。

○参考人（Ｄ）　それに対しては、皆さんにご迷惑かけないように近隣に配慮し、夕方になれば仕事は終わりますので、夜に車が走ることは一切なく、ご迷惑をかけないと思います。

○浪間議長　大丈夫ですか。何かご意見はありますか。

○成田委員　出入時に当り、一例としてカーブミラー等を作るとか、従業員が１人立つ、そうした対策を取られているような会社も見かけます。交通量、道幅とか歩行者の状況も加味して、必要であれば何か安全対策を検討していただければと思います。

○参考人（Ｄ）　分かりました。そのようにいたします。

○浪間議長　対策をお願いいたします。

他にご質問がある方いらっしゃいますか。

小寺委員、お願いします。

○小寺委員　隣の資材置場の塀が少し内側に傾いているように写真資料から見かけたのですが、あれは大丈夫ですか。

○参考人（Ｄ）　隣に倒れそうになっているのですが、あれは最近、張り替えてやり直しています。以前はこちらにもっと倒れていたのですが、引っ込めてもらい作り替えたのです。

○小寺委員　せっかく新しく資材置場にして、泥や土が溢れたら本当に大変だと思うので、修理していただいたほうがいいと思います。

○参考人（Ｄ）　心配な面もあるのですが曲がっていても、相当、鉄骨で下まであるので、大

丈夫かというふうには思うのです。

○浪間議長 今、その工場に関してはあちら様の土地なのでどうこう言えないですけど、やり直しても傾いている状態ですか。となれば、多分、この図面で言う上側、北側の部分から、結構本当に危ないと思います。B社は特に対策というのは考えていないのですか。

○参考人（D） 対策はあまり考えていないですが、夜には荷物全部運んで帰るので、中に資材は無いです。

○浪間議長 当事者同士の問題でしょうが、直しても傾いているようだとB社にそのところよくよく確認しておいたほうがいいと思います。

他に質問のある方いらっしゃいますか。

本多委員。

○本多委員 今の質問に戻りますが、これ写真とこの間見たのと全然違いますね。大丈夫ですか。ちょうど確認したときも高く泥を盛っていました。

○浪間議長 地盤がそれほど頑丈ではないのもあるのかもしれないけれど、何か押されているか圧迫されているかよく分からないですが。

○本多委員 これ北側はフェンスか何か建てるのですか。建てられないですよ。

○参考人（D） 重機を扱っている方があの土地を借りている人の社長さんのお父さんがやっているんで、何かあれば私が責任を負いますと言われております。

○本多委員 どちらかというと、Aさんよりもそちらに指導でしょうか。

○参考人（D） 気をつけてやるように、私も目を光らせていこうと思っています。

○浪間議長 重々、気をつけてください。B社にご確認ください。ありがとうございます。それでは、他にご質問はどうでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○浪間議長 それでは、質問が無いようですので、質疑応答は以上となります。

本日は起こしいただき、ありがとうございました。

○参考人（D） お忙しいところ、ありがとうございました。

（参考人退室）

○浪間議長 ただいま参考人からご説明や説明に対する答弁をいただきましたが、委員の皆様から何かご意見はございますか。

（発言する者なし）

○浪間議長 それでは、採決に移ります。

議案第17号につきまして、許可相当ということに賛成の方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

○浪間議長 ありがとうございます。

全員賛成。よって、この議案は許可相当と意見を付すものとします。

◎提出議案

議案第18号 農地法第3条許可申請について

○浪間議長 続きまして、議案第18号 農地法第3条許可申請については、和光市農業委員会会議規則第10条に、委員会の委員は、自己または同居の親族またはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとありますので、議案第18号につきましては、G委員は審議が終了するまで退席をお願いいたします。

(G委員退席)

○浪間議長 それでは、事務局の方、説明をお願いいたします。

○事務局(今野) 議案第18号、議案書の4、5ページ及び資料1の写真2、申請地、写真3、4、5の耕作地①、②、③をご覧ください。

議案第18号 農地法第3条許可申請について。

譲受人、和光市新倉一丁目**番**号、H。譲渡人、大阪市東淀川区西淡路三丁目**番**号、I。譲受人の経営状況、耕作地1万4,998平方メートル、貸付地なし。対象地の土地表示、新倉一丁目**番**号。持ち分、100分の83。登記簿、畑、現況、畑。面積100平方メートル。目的は、農業経営の規模を拡大したいためとなっています。

なお、今回対象となっている新倉一丁目**番**の農地は、父のJさんの農地、畑に囲まれるような形で一体となっています。

農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を受ける場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第3条の許可申請については、市町村農業委員会が許可権者となっていますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

本案件は、IさんがHさんと共有している農地のIさんの持ち分をHさんに譲り渡す内容となります。

許可要件との整合性についてですが、農地を効率的に利用しているかにつきましては、Hさんが耕作している農地を委員の皆さんにご確認いただいております。

農機具の保有状況としましては、トラクター1台、耕運機3台、播種機1台を保有してお

ります。

農業の技術面につきましては、Hさんご自身が農業従事歴25年、Hさんの父、Jさんが65年、母、Kさんが60年、夫、Gさんが30年、子のLさんが5年となっております。

労働力としましては、Hさんは年間従事日数150日、父のJさんが200日、母、Kさんが200日、夫、Gさんが300日、子、Lさんが250日従事しています。譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件については、世帯として年間150日以上従事することになっているため、要件は満たしております。

最後に、地域との調和要件ですが、今回は一体となっている農地がご家族の所有であるため、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障は無い見込みです。

以上の点を踏まえまして、農地法第3条の許可要件を満たしているか、ご審議をお願いします。

説明は以上です。

○浪間議長 ありがとうございます。

議案第18号は、富岡和樹委員に現地確認をしていただいておりますので、富岡和樹委員から現地確認の報告をお願いいたします。

○富岡（和）委員 月曜日の午前中に現地確認をさせていただきましたが、多少、荒れたものはあると思いましたが、問題なく耕作されていると思います。

○浪間議長 ありがとうございます。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○浪間議長 それでは、採決に移ります。

議案第18号につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○浪間議長 ありがとうございます。

全員賛成。よって、この議案は承認といたします。

◎提出議案

議案第19号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会について

○浪間議長 では、続きまして、議案第19号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事

務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保） 議案第19号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会について。

議案書の6ページから14ページ、資料1の写真6番、7番の申請地、写真8から12番の耕作地①から⑤をご覧ください。

これまでは利用権設定にて農地の貸し借りをしていましたが、制度の変更により、令和7年4月1日から市街化調整区域の農地に関しては農地中間管理機構を通じて貸借を行うこととなりました。

使用貸借権の設定を受ける者、M、和光市下新倉四丁目**番**号。農地中間管理権の設定を行う者、N、和光市新倉二丁目**番**号。中間管理権を設定する土地、下新倉六丁目**番、面積1,038平方メートル。下新倉六丁目**番、面積999平方メートル。設定する時期につきましては、開始が令和8年4月1日、終わりが令和13年3月31日の5年間となっております。

本案件は、貸主のNさんと借主のMさんの間で合意に至ったことから申請に至りました。

借主が農地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであるか、必要な農作業に常時従事する見込みであるかなどについて審議していただきます。農業委員会での審議後、市町村は農地中間管理機構に計画を送付し、そちらでの審議を経て、埼玉県知事が公告する流れになります。

議案書の11と14ページをご覧ください。

設定を受けるMさんは、現在47歳で、年間農業従事日数は300日。所有の農機具等の状況から、全ての農地を効率的に利用し、必要な農作業に従事する見込みがあるかご審議をお願いします。

借主の農地の利用状況につきましては、利用状況調査の際に、成田委員、富澤委員、井口委員、浪間代理に現地確認をいただいております。

説明は以上です。

○浪間議長 ありがとうございます。

現地には私も行っていますが、現地を確認いただいた井口委員から報告をお願いいたします。

○井口委員 適正に管理されていたのを確認しましたので、問題無いと思います。

○浪間議長 ありがとうございます。

ただいま写真資料を見ていただいていると思いますが、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○浪間議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

この計画の決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○浪間議長 ありがとうございます。

全員賛成。よって、この計画は決定いたします。

◎協議事項

①令和8年和光市農業委員会2月総会の日程について

○浪間議長 続きまして、協議事項に移ります。

協議事項①令和8年和光市農業委員会2月総会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(今野) 協議事項①令和8年和光市農業委員会2月総会の日程については、2月24日火曜日午前10時からを提案させていただきます。場所は議会棟通路(庁舎3階連絡路)、第一委員会室を確保しています。

なお、3月総会につきましては、3月25日水曜日午前10時の開催を予定しており、現在のところ、5階502会議室を確保しています。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○浪間議長 ありがとうございます。

まず、2月総会の日程ですが、2月24日火曜日午前10時からですが、皆様、ご都合はいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○浪間議長 大丈夫そうですか。

では、2月24日火曜日の午前10時から、場所は3階、第一委員会室でお願いします。

続きまして、3月につきましては、3月25日水曜日午前10時の予定でいかがでしょうか。

○浪間議長 大丈夫ですか。

それでは、3月25日水曜日午前10時、現在のところ、5階の502会議室ということでよろしくお願いいたします。

◎協議事項

②農地利用状況調査の審査について

○浪間議長 続きまして、協議事項②農地利用状況調査の審査について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（今野） 協議事項②農地利用状況調査の審査について説明をいたします。

まずは、先日の現地確認の調査、大変お疲れさまでした。

資料２－１をご覧ください。

当日、皆様に現地で点数をつけていただいた内容を集計し、平均点にしたものとなっております。管理区分や農地区分の合計が４点以上で指導対象となり、６点以上の場合は強めの指導をすることとなっておりますが、点数以外に個々の事情により配慮するかどうかなど総合的に評価した上で、実際にどのような指導を行うか判断いただきます。

なお、指導文書の案としては、資料２－３の内容となっております。実情に合わせて個別に文書を変更することも可能です。

資料２－１をご覧ください。

では、最初に、調査番号１のＯさんからご説明いたします。現地状況として資料２も併せてご覧ください。

点数といたしましては、こちら合計８点と、強めの指導という審査の結果になります。

場所は、下新倉三丁目**番**。点数が８点となります。

左隣は、写真の現地の様子を申し上げますと、左隣は新築の建売住宅が４棟ありますが、隣の住宅との境界は風になぎ倒された枯茎が密集しております。

○事務局（今野） 調査番号１番、Ｏさんの説明については以上です。

○浪間議長 ありがとうございます。

ただいま事務局のから説明がありましたが、先日、皆さんの目を見ていただいた各農地について、指導が必要かどうかご意見をお願いします。

まず、調査番号１番、Ｏさんですけれども、現在の状況を見て、皆様どう感じられたか、何か意見があればお願いいたします。

現在の状態だと強めの指導が行くことになっていますね。

正直言うと、枯草も危ないし、何か燃えるものでも飛んでくるとあっという間に燃え広がりそうな。調査番号１番Ｏさんのこの畑は、前回も一度指導していますよね。

○事務局（内藤） そうですね。夏に強い指導をしています。

○浪間議長 していますね。その後、ちょっとカットしたり、除草剤まいたりしたかどうか。

手前の、道路から見た手前の木が伐採されていたのですけれども、本格的にやったという感じでも無いなど。前回、強めの指導。

○事務局（内藤） 前回、初めて対象となり強めで出しています。

○浪間議長 何か反応とかは。

○事務局（内藤） 無いです。環境課にも苦情が入り通知と連絡をしていますが、対処されていない場所です。

○浪間議長 苦情が来ていることも伝えていますか。

○事務局（内藤） 通知文には入っていないです。

○浪間議長 伐採というか手入れをしてほしいところですが、手段としては強めの指導を引き続き粘り強くしていくしかないですね。

○吉田委員 ご本人には面談をお願いしているのですか。

○事務局（内藤） 環境課では直接会ったりしたみたいです。

○吉田委員 例えば強めの指導の後、何か月か経緯というのは確認するのですか。

○事務局（内藤） 1、2か月後ぐらいにきれいになっているか確認しますが、きれいになっていない場合ももちろんあります。少なくとも8月の調査時以降は、きれいになった状態というのは見ていないです。

○浪間議長 引き続き指導を続けて、伝え続けるしか今のところはないですかね。
何か意見があれば。

○吉田委員 近所の方とかみんな困っているんで、このぐらいの予算で、一応農地なので整備したらどうでしょうかと言わないと文書指導のみでは意図が伝わらないと思います。

○浪間議長 調査番号1番〇さんについてですが、こちらは引き続き強めの指導ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○浪間議長 では、続いて。

○事務局（今野） 調査番号2番、Pさんとなります。場所、下新倉六丁目**番。こちら点数については9点となりました。

状況は、資料2の写真2となります。

近隣は、ダンプの集積所が占め、住宅はありません。丈が高くなったススキが密集している土地となります。

説明は以上です。

○浪間議長 ありがとうございます。

それでは調査番号2番、Pさん、下新倉六丁目**について、何か現在の状況についてご質問、意見等あればよろしく願いいたします。

○事務局（内藤）自分が知る限り5回ぐらい連続指導となります。Pさんは、他の農地は、外環付近は、冬はいつもきれいで夏は草が茂り、毎回指導になっていますが、冬は今のところ2年ぐらいは必ずきれいになっています。

○浪間議長 何か他にご意見ありますでしょうか。

強めの指導を出すときは郵送ですか。

○事務局（内藤） 郵送です。実は、おとしに下新倉小学校の脇の農地に苦情があり、直接会いに行きました。昼過ぎ、外で作業されていた際に、直接話しました。ここの草にとっても迷惑されているのでお願いしますと話したときは、ああ、そうですか分かりました、と答えてくれました。それでもなかなか対処していただけませんでした。その後、同じような苦情があり、何度か通い直接伝えたら、草が少し倒れていたことがありました。

○浪間議長 全然話を聞いてくれないというわけでは無いということですね。

○事務局（内藤） 当時は話せば分かりました、というふうにおっしゃってくれました。

○浪間議長 いわゆる指導の方針としては強めの指導文章を作り、また直接、伺ってどうか一回、手入れをしていただきたい旨のお話ができると思います。

○井口委員 強めの指導というの、全然効果が無いような感じがします。強めの指導を受け半年、1年、何年もこういう指導ばかりですよ。厳しいですけども、これ農地の課税になっているわけですか。

○事務局（内藤） ここは納税猶予や生産緑地に入っていないです。一般の宅地並みの課税がされていると思います。

○浪間議長 文章は強めの指導で、業者紹介の方法なりを少し提案することをお願いしたいです。こういう形でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○浪間議長 では、そのようをお願いいたします。

○事務局（今野） 続きまして、調査番号3番Qさんになります。場所が新倉一丁目**番、**番**、**番の3か所となります。

状況としましては、資料2-2の写真5、6、7となります。

対象地は土地一面が雑草で覆われており、傾斜地の際が見えにくくなり、転落の危険性が

懸念されます。私どもの確認作業中に、近隣の住民からハクビシンの被害に困っていると申出がありました。

こちらも点数は6点となり、やはり強めの指導という扱いと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

○浪間議長 ありがとうございます。調査番号3のQさんの畑に関して、何かご意見等はございますか。

○吉田委員 特にこの7番の写真のときに近隣の方がいらっしゃって、夏、洗濯物に何か虫がすごくつくので、どうにかしてもらえますかと言われていました。

○浪間議長 ありがとうございます。その翌日、火曜日に行ったときも、これ7番の写真かな。下のほうですね、近隣の方からちょっと管理に困っているみたいな話はいただいて、枝が家のほうに寄り、ハクビシンのお話もいただいて、下から見上げると土留めも無いので本当に怖くて、木の根が張って土が固いから大丈夫ではないかと近隣の方が言っていました、実際、結構危険なので農業委員云々より市防災関係で指導とか無いですか。

○事務局長（高橋） 急傾斜地のような場合は、角度が30度以上、高さが10メートルとありますが多分ここは、指定されていないということは、角度が足りていない。どのぐらいの高さがあるかは地盤面から測らなければならないですけれども、多分ここが指定されていないのはそういう経緯から危機管理課は指導が難しいのかなと。

○浪間議長 分かりました。

でも、枯草ですけれど草は生えているし、一部には樹木も生えているような状態ですね。

○事務局長（高橋） 過去にこの住宅地区については土砂が流出しました。過去10年ぐらい前も、大雨による土砂流出で玄関前、人が通れない状況に陥った経緯がございます。今回の案件から泥が出るようになるので、こちらの南側から泥が出ているのですが、確かにすり鉢状になっておりますので、畑土を覆っている作物や草等が無くなれば土砂流出になり住宅地にも迫ってしまう。出口に水路があるのですが、水路口径が90センチと狭いです。外環側道の歩道にも雨水管口径1.2メートルを設置されているのですが、そちらのほうに流れ込まない状況です。複雑な水路がありまして、なかなかできない。

○浪間議長 近年、それこそゲリラ豪雨とかスコールとか増えて、より率直に怖いと思ったのです。今までも強めの指導は行っていたと。正直、農地云々ではないなと。

農業委員会としては強めの指導もかなり何回かしていますか。

○事務局（内藤） ここは今回初めて対象になっています。苦情は環境課に頻繁に入り去年夏

過ぎ、産業支援課として一度、依頼文は送っていますが反応はなかったです。

○浪間議長 あの畑につながっているところは私道ですか。

○事務局長（高橋） 下から畑に向かう道は私道で行き止まりです。たしか高低差があり入れなかったと思います。

○本多委員 下も私道でしたか。坂を上がって。

○事務局長（高橋） 坂を上がるほうが私道で、東西に通っているのが和光市道です。

○本多委員 上からもあれ市道ですよ。

○事務局長（高橋） 上にも和光市道があります。それは外環側道を階段で下りる形になりますけれども。

○浪間議長 農地として見ても虫が洗濯物につく苦情も来ているので、農業委員会からの指導は強めの指導等を引き続き続けるのはしょうがないと思いますが、土地の危険性として何か対応をしてくださると良くなると思います。樹木の枝が伸びてきた苦情は、僕らが行ってすぐ反応して近隣の方が声をかけてくる様子は、日頃から多分迷惑を被っているということだと思います。

○成田委員 近隣の方が言うには、連絡がつかないということです。本来なら十分に伝えたいという気持ちでいらっしゃると思います。防災関係で先ほど事務局長からお話あったように、基準になっていないので、そこの指導は難しいことは、実際に危険状況の降雨や膨大な雪が降ったらどうなるのかを想定すると相当、近隣の家の方は心配でおられるのが現実だと思うのです。それで盛んにこの木が倒れてきたら、家屋倒壊や命に関わるとおっしゃっていたと思います。野生動物、ハクビシンが目の前に1メートルぐらいのところにいた、という話もされていたと思います。少なくとも荒地を整備すれば、そういう野生動物はそんなに定着しなくなると思うので、農業委員会として一つ申入れできるとしたら、それはやるべきことだと思います。

○浪間議長 ありがとうございます。

○成田委員 あともう一つ、今回は3件ですけれども、強めの指導って最高指導かと思いますが、農業委員会としては改善が目的だと思うので、何かヒアリングしながら本来どうしたいのか、就農の意思確認へのヒアリングを通して何か道筋みたいなもの、自分たちでできないなら、農業体験等にとっても意欲を持っている都会の若い方へ、何か考えを伝えてあげる等の手法が見つかる気がするので、少しヒアリングしてあげるのも一つなのかなと思います。

○浪間議長 ありがとうございます。

そうした強めの指導をするだけでなく、こういう方法がある道筋みたいなものを幾つか提示とかですね。

○成田委員 先ほど吉田委員もおっしゃっていましたが、その辺の事情を聞いた上で、よりいい方向に持っていければ一番いいと思います。

○浪間議長 今、意見はまとまったので、指導としては強めの指導でヒアリング、直接お話ししたりして何か道筋を、事情を聞いたりとかする方向に持っていくような形で考えたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○浪間議長 では、そのようによろしく願いいたします。

それでは、以上で利用状況調査の審査を終了します。

では、事務局は今の対応で指導文などを送付するなどしてください。

◎諸報告

①会長専決について

○浪間議長 続きまして、諸報告、会長専決について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（今野） 議案書の15ページから18ページをご覧ください。

今月の会長専決は、4条届出が2件、5条届出が1件、農地法施行規則第29条の届出が1件となっておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○浪間議長 ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうかね。

(発言する者なし)

○浪間議長 よろしければ、会長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○浪間議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 今月の活動の共通事項については、1月19日、20日行った利用状況調査現地確認と、本日23日の農業委員会1月総会です。その他、個別に農地パトロールや現況確認

をしていただいた方はその旨、ご記入ください。

説明は以上です。

○浪間議長 ありがとうございます。

その他、皆さんから活動に関してご報告がある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○浪間議長 それでは、委員の皆様からの報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○浪間議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(今野) 資料3の農家だよりです。内容は、廃プラスチック回収実施、収穫体験等になります。

農家だよりと別様に、皆様に両面の1枚、こちら野焼きについてのご報告をさせていただきます。

日にちは1月25日、今度の日曜日の午前10時からになります。志木市内の荒川堤外耕地で野焼きが行われます。和光市までは至らないと思いますが、昨今の山火事などで皆さんも心配されていると思いますので、委員の皆様にご報告させていただきました。よろしく願いいたします。

○浪間議長 ありがとうございます。ここ最近はやっと乾燥もすごいし、風も吹く日も多いので、ちょっとだけ気にかけていただければと思います。

委員の皆様から何かございますか。

(発言する者なし)

◎閉会

○浪間議長 それでは、本日の議事は以上となります。

本日も皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年和光市農業委員会1月総会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午後5時12分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員